## 第3期岐阜県森林づくり基本計画の方向性について

岐阜県林政部 平成27年7月17日

### 1 計画の位置付け

- 〇 「岐阜県森林づくり基本条例」(以下「条例」という。)に基づく、「岐阜県森林づく り基本計画」(以下「計画」という。)の第2期計画が平成28年度に終期を迎える。
- このため、近年の社会情勢の変化や時代の潮流を勘案し、第2期計画の施策の効果に関する評価を踏まえ、第3期計画となる平成29年度から5年間の森林づくりの具体的な施策と、それに基づいた取組みを総合的かつ計画的に推進するため、現計画を見直す(条例第12条第6項)。

## 2 計画期間

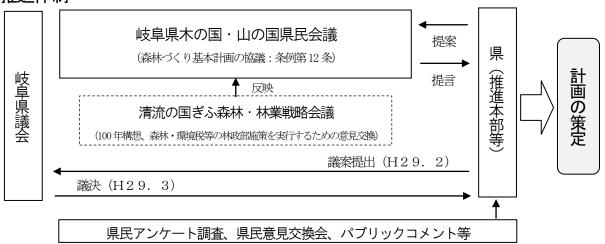
平成29年度から平成33年度までの5年間

年 度	H18	H19~H23	H24~H28	H29~H33
第1期計画	策定	計画期間		
第2期計画		見直し (H23)	計画期間	
第3期計画(今回)			見直し (H28)	計画期間

## 3 策定にあたっての基本的考え方

- 条例に基づき、森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、森 林づくりについての基本的な計画を改定する(条例第12条第1項)。
- 県の森林づくりに関する計画の上位に位置づけるものであり、今後策定・変更する 森林づくりに関する諸計画は、基本計画との整合性を保つ(条例第12条第2項)。
- 「岐阜県長期構想」を踏まえ、県が重点的に取組む森林・林業の施策について示す。

#### 4 推進体制



# 第3期岐阜県森林づくり基本計画の方向性について

